

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2016年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、有効な契約として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 民法の任意規定に反している契約
- イ 契約の内容が実現不可能な契約
- ウ 公序良俗に違反している契約
- エ 契約の内容が確定できない契約

問2

ア～エを比較して、特許出願に係る拒絶査定に対する不服審判の争点として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許請求の範囲に記載された発明について、発明の単一性があるか。
- イ 特許請求の範囲に記載された発明が、産業上の利用性を有するか。
- ウ 特許出願に係る発明者が、最初にその発明を完成したか。
- エ 特許を受ける権利を有する者が、特許出願人であるか。

問3

ア～エを比較して、著作者人格権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 未公表の美術の著作物の原作品を譲渡した場合、公表権も含めた著作者人格権のすべてが譲渡されたものと推定される。
- イ 法人著作の場合、その法人が著作者人格権を有する。
- ウ 公衆への二次的著作物の提示に際し、原著作物の著作者は氏名表示権を行使することができない。
- エ 著作財産権のみならず著作者人格権の侵害による損害額の推定規定は、著作権法に規定されている。

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問4

ア～エを比較して、クロスライセンスの説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 大学などの製品の製造販売部門を持たない公的な研究機関が自己の特許をメーカーに許諾するライセンス
- イ NPE（Non-Practicing Entity：特許不実施主体）が自己の特許をメーカーに許諾するライセンス
- ウ 従業者等が発明した特許について会社に許諾されるライセンス
- エ メーカー相互間で自己の特許を許諾し合うライセンス

問5

ア～エを比較して、商標権の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者は、商標権を侵害する者に対して、当該商標権に基づく差止請求権を行使することができる。
- イ 裁判所は、故意により商標権を侵害し商標権者の業務上の信用を害した者に対して、商標権者の請求により、商標権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。
- ウ 商標権の侵害者に対して、刑事罰が適用されることはない。
- エ 商標権者は、故意に商標権を侵害した者に対し、損害の賠償を請求することができる。

問6

ア～エを比較して、同一性保持権に関する次の文章の空欄  ～  に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

同一性保持権とは、著作物及びその  の同一性を保持する権利であって、自分の著作物に  改変を受けない権利である。但し、  により、やむを得ないと認められる場合などは権利が及ばない。

- |   |                                         |                                           |                                              |
|---|-----------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------|
| ア | <input type="text" value="1"/> = 題号     | <input type="text" value="2"/> = 名誉声望を害する | <input type="text" value="3"/> = 著作者人格権の譲渡契約 |
| イ | <input type="text" value="1"/> = 二次的著作物 | <input type="text" value="2"/> = 意に反する    | <input type="text" value="3"/> = 著作者人格権の譲渡契約 |
| ウ | <input type="text" value="1"/> = 題号     | <input type="text" value="2"/> = 意に反する    | <input type="text" value="3"/> = 利用目的等       |
| エ | <input type="text" value="1"/> = 二次的著作物 | <input type="text" value="2"/> = 名誉声望を害する | <input type="text" value="3"/> = 利用目的等       |

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問7

ア～エを比較して、瑕疵ある意思表示の法的効果に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 通謀虚偽表示は無効である。
- イ 詐欺による意思表示は有効であり、取り消すことができる場合がある。
- ウ 心裡留保による意思表示は、相手方がその気ではないことを知っている場合でも有効である。
- エ 錯誤による意思表示は無効である。

問8

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）における国際調査に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際調査は、関連のある先行技術を発見することを目的として行われる。
- イ 国際調査は、審査請求された国際出願について行われる。
- ウ 国際調査の見解書において、国際出願に係る発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する見解が記載される。
- エ 国際調査は、国際調査機関が行う。

問9

ア～エを比較して、著作物の利用に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 二次的著作物を利用する場合には、二次的著作物の著作権者の許諾が必要であるが、原著作物の著作権者の許諾は必要ない。
- イ 編集著作物を利用する場合には、編集著作物の著作権者の許諾だけでなく、各素材の著作権者からも許諾が必要である。
- ウ 著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。
- エ 会社の社内会議用の資料として限られた範囲内で新聞や雑誌等の著作物を引用する場合、公正な慣行に合致していれば、著作権者の許諾なく利用できる場合がある。

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問10

ア～エを比較して、独占禁止法に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 同業他社との共同開発契約において、競合する会社を排除するための合意を行うことは私的独占に該当する。
- イ 独占禁止法上の違反に対して、刑事罰は科されない。
- ウ 企業間において、市場分割や数量を制限する協定を結ぶカルテルは、独占禁止法の違反に該当するケースがある。
- エ 大企業が下請会社にその地位を利用して無理を押し付けるような、自由な競争の基盤を侵害するおそれがある行為は、不公正な取引方法に該当する。

問11

ア～エを比較して、特許出願に係る手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許を受ける権利が共有に係る場合、他の共有者と共同で特許出願をする必要がある。
- イ 特許庁長官は、特許出願の実体審査を行う。
- ウ 特許出願の願書を郵送した場合には、特許庁に到達した日が特許出願の出願日となる。
- エ 期間の計算に関し、期間が午前零時から始まるときは、期間の初日は算入しない。

問12

ア～エを比較して、自社で開発中の技術が他社の特許権の権利範囲に含まれることを発見した場合の考え方として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許を無効にできると思われる先行文献を発見した場合には、特許異議の申立てによって設定登録後いつでも特許権を消滅させることができる。
- イ 特許権者に対してライセンス交渉を求めたが不調に終わった場合には、事業化を断念することも選択枝の1つである。
- ウ 他社の特許権に対する対策の1つとして回避技術の開発も考えられるが、当該特許権に係る技術に比べて劣位の技術しか生まれなため、事業面で問題を生じることになる。
- エ 他社の特許を無効にできる方策が見つからなければ、自社技術に関連する特許権を複数所有していても当該他社の特許権に対する対策とはならない。

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問13

ア～エを比較して、意匠登録を受けることができる可能性がある意匠として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠登録を受ける権利を有する者の意思に反して意匠登録出願日の3カ月前に公表されていた意匠
- イ 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠
- ウ 先願に係る他人の登録意匠に類似する意匠
- エ 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠

問14

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 会社は、従業員の職務発明以外のいわゆる自由発明についてもあらかじめ譲渡させることができる。
- イ 従業員が特許を受ける権利を会社に譲渡した場合、会社から相当の利益を受ける権利を得る。
- ウ 中小企業の取締役は、特許法に規定される「従業員等」に含まれない。
- エ 従業員が完成した職務発明についてその従業員が特許権を取得した場合に、会社は職務発明に基づく法定通常実施権を取得できない。

問15

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作物の複製物（映画の著作物の複製物を除く）が譲渡権者の許諾を得て譲渡された場合、その再譲渡に関し、譲渡権は及ばない。
- イ 共同著作物の著作権については、他の共有者の同意を得なければ各共有者の持分を譲渡することができない。
- ウ 著作権の譲渡契約において翻案権について特掲されていなければ、譲渡した者に留保されたものと推定される。
- エ 著作権のうち複製権のみを譲渡することはできない。

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問16

ア～エを比較して、次の文章の空欄〔1〕～〔2〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

不正競争防止法上の営業秘密と認められるためには、秘密管理性、〔1〕、〔2〕の3点が必要とされる。

- |   |         |          |
|---|---------|----------|
| ア | 〔1〕=有用性 | 〔2〕=非公知性 |
| イ | 〔1〕=有用性 | 〔2〕=営業性  |
| ウ | 〔1〕=論理性 | 〔2〕=非公知性 |
| エ | 〔1〕=営業性 | 〔2〕=非公知性 |

問17

ア～エを比較して、特許出願に係る明細書に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 明細書の発明の詳細な説明は、いわゆる当業者がその発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものでなければならない。
- イ 明細書の補正は、拒絶理由が通知された場合に限りすることができる。
- ウ 明細書は、特許請求の範囲の記載にない事項を含むことはない。
- エ 明細書には、発明の名称、図面の簡単な説明、発明の詳細な説明及び実施例を記載しなければならない。

問18

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 建築の著作物について、建築に関する図面に従って建築物を完成する行為は、著作権法上の複製にあたる。
- イ 著作権法における「美術の著作物」には、美術工芸品が含まれる。
- ウ 引用による複製は、利用の分量、利用態様にかかわらず、出所明示さえすれば著作権者の許諾を得ずに行うことができる。
- エ 個人的に使用する目的であっても、著作権者の許諾を得ずにコピープロテクションを外して複製することは、著作権法上の私的使用のための複製とはならないことがある。

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問19

ア～エを比較して、特許調査のための検索手法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア キーワード検索は、直感的でわかりやすく、同義語については特に考慮する必要はない。
- イ Fタームは統一された特許分類であり概念の幅が狭く、これを用いることによりノイズの少ない検索を行うことができる。
- ウ Fターム、FIを用いて検索する場合、具体的にどのように分類記号が付与されているかについて、正確な理解をしておくことが必要である。
- エ 米国特許公報についても、Fターム、FIを用いて検索することができる。

問20

ア～エを比較して、特許出願に対する拒絶査定又は拒絶審決に対する訴えに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶審決に対する訴えは、拒絶審決の謄本の送達の日から14日を経過した後は、提起することができない。
- イ 拒絶査定に対する不服の申立てについては、拒絶審決を待たずに直接裁判所に訴えを提起することができる。
- ウ 特許出願人及びその承継人以外の者は、拒絶審決に対する訴えを提起することはできない。
- エ 拒絶審決に対する訴えに対する管轄裁判所は、出願人の住所（法人の場合は所在地）により定められる。

問21

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作物の公衆への提供の際に、その氏名が著作者名として表示された者は、その著作物の著作者と推定される。
- イ 学術的な性質を有する図面が著作物として保護されることはない。
- ウ 国が作成した憲法の翻訳文は、著作権法上の保護対象となる。
- エ 職務著作について、法人が著作者となるためには創作者である従業員に相当の利益を支払わねばならない。

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問22

ア～エを比較して、商標登録が認められる可能性がある商標として、最も適切と考えられるものはどれか。なお、特に言及がない場合は、商標登録出願に係る商標は使用されていないものとする。

- ア 他人の著名な筆名を含み、その他人の承諾を得ている商標
- イ 指定商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなり、その産地の属する都道府県の知事から承諾を得ている商標
- ウ 同業者間で慣用的に普通に使用され、その業界団体の承諾を得ている商標
- エ ありふれた氏を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなり、その氏の人から承諾を得ている商標

問23

ア～エを比較して、パリ条約に規定される特許出願の優先期間として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 12カ月
- イ 24カ月
- ウ 6カ月
- エ 18カ月

問24

ア～エを比較して、特許無効審判の審決に対する取消訴訟に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許無効審判の無効審決に対する取消訴訟の被告は、特許庁長官である。
- イ 特許権の消滅後には、特許無効審判の審決に対する取消訴訟を提起することができない。
- ウ 特許無効審判の審決に対する取消訴訟は、東京高等裁判所の専属管轄である。
- エ 特許無効審判の審決に対する取消訴訟の提起ができる期間は、当該審決において審判官が指定した期間内である。



【第26回2級（管理業務）学科試験】

問25

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権は著作物の創作と同時に無方式で発生するが、権利の移転については登録が効力発生要件となっている。
- イ 映画の著作物の場合、原則として映画製作者が著作者となる。
- ウ 実演家の有する著作隣接権は、実演家の死亡した翌年から起算して50年間存続する。
- エ 実演家人格権が侵害された場合、実演家は名誉又は声望を回復するための適当な措置を請求することができる。

問26

ア～エを比較して、ライセンス契約に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 口頭によるライセンス契約も有効な場合がある。
- イ ライセンス契約の場合、売買契約と異なり、瑕疵担保責任が生じることはない。
- ウ ライセンス契約の場合、売買契約と異なり、相手側が契約内容を履行しない場合、国家権力による強制履行をさせることはできない。
- エ ライセンス契約の内容として、損害賠償義務を明示しない場合、損害賠償請求はできない。

問27

ア～エを比較して、特許権の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者に無断で、特許発明に係るプログラムを無償でインターネットを通じて提供する行為は、特許権の侵害に該当する。
- イ 特許権者が国内で販売した特許発明に係る製品を購入した者が、国外に向けて輸出する行為は、特許権の侵害に該当しない。
- ウ 特許権者に無断で、特許発明に係る製品を試験販売する行為は、特許権の侵害に該当しない。
- エ 特許権者に無断で、特許発明に係る製品を個人的又は家庭的に製造し使用する場合には、特許権の侵害に該当しない。

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問28

ア～エを比較して、特許出願に係る手続の補正に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 明細書の記載内容について、特許出願後に手続補正書を提出して、補正が認められた場合、補正した内容は出願時に遡って効力を生ずる。
- イ 特許出願が共同出願である場合、共同出願人の全員が共同して手続補正書を提出しなければならない。
- ウ 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前はいつでも、願書に添付した特許請求の範囲について補正をすることができる。
- エ 要約書は、特許発明の技術的範囲を定める場合に参酌しない書類であるから、手続補正の対象とはならない。

問29

ア～エを比較して、公衆送信権等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 公衆送信には放送、有線放送の他、自動公衆送信が含まれる。
- イ プログラムの著作物を同一構内における電気通信設備により送信することは、公衆送信となる。
- ウ レコード製作者の送信可能化権の対象となるのは、商業用レコードのみである。
- エ 放送事業者及び有線放送事業者は、複製権を有する。

問30

ア～エを比較して、商標登録出願又は商標権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者は、商標権を指定商品毎に分割して、移転することができる。
- イ 商標登録出願人は、商標の文字態様を変更する補正をすることができる。
- ウ 商標登録出願人は、指定商品の一部を分割して新たな商標登録出願をすることができる。
- エ 商標登録出願人は、指定商品を減縮する補正をすることができる。

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問31

ア～エを比較して、特許出願に係る意見書に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶理由通知に対して審査官との面接をした場合には、その後に意見書を提出することはできない。
- イ 拒絶理由通知を受けた後、指定期間内に手続補正書を提出する場合には、必ずしも意見書を提出する必要はない。
- ウ 特許出願人は、手続補正書と意見書とを別の日に提出することはできない。
- エ 特許出願人は、拒絶理由通知の内容を予測して、出願審査請求と同時に意見書を提出することができる。

問32

ア～エを比較して、種苗法に基づく品種登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 出願品種の種苗が、日本国内において品種登録出願の日から1年遡った日前に、業として譲渡されていた場合には、品種登録を受けることができない。
- イ 育成者権の存続期間は、品種登録の日から25年（永年性植物にあつては30年）であり、それが延長されることはない。
- ウ 種苗法の目的は、品種の育成の振興を図り、農林水産業の発展を目指すものである。
- エ 品種登録出願が拒絶された場合、拒絶査定不服審判を請求することができる。

問33

ア～エを比較して、商標法に規定する審判又は登録異議の申立てに関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 何人も、二以上の指定商品に係る商標登録に対して、指定商品毎に商標法第50条第1項（不使用取消審判）に規定する審判を請求することができる。
- イ 何人も、商標法第51条第1項（商標権者による不正使用取消審判）に規定する審判を請求することができる。
- ウ 何人も、商標法第53条第1項（使用権者による不正使用取消審判）に規定する審判を請求することができる。
- エ 何人も、商標掲載公報の発行の日から3カ月以内に限り、登録異議の申立てをすることができる。

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問34

ア～エを比較して、特許権を侵害しているとの警告書を受け取った場合の対応に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 警告書を送付した者が現在も真の特許権者であるか否かを、特許原簿の写しを入手して確認する。
- イ 特許の特許無効審判又は特許異議申立てにより消滅させるため、審査段階で発見されなかった新規性や進歩性を否定する海外の先行技術文献を調査する。
- ウ 自社は公共の利益のために無償で実施しており、特許発明の業としての実施に該当しないことを証明する。
- エ 自社の実施に係る技術が警告書を送付した者の特許権に係る特許発明の技術的範囲に属するか否かを検討する。

問35

ア～エを比較して、意匠登録を受けることができる意匠に該当するものとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠登録出願前に外国において頒布された刊行物に記載された意匠
- イ 意匠登録出願前に外国において公然知られた形状と模様を結合に基づいて、いわゆる当業者が容易に創作できた意匠
- ウ 意匠登録出願前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠
- エ 意匠登録出願後であって意匠登録前に日本国内において公然知られた形状に基づいて、いわゆる当業者が容易に創作できた意匠

問36

ア～エを比較して、外国人の著作物を日本国内で利用する場合に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 外国人の著作物が日本国内で保護を受けるためには、所定の記号等の表示がされている必要がある。
- イ 外国人の著作物については、戦時加算分が加算されて保護期間が延長される場合がある。
- ウ 外国人の著作物を利用するためには、必ず著作権者の許諾を得る契約を締結しなくてはならない。
- エ 外国人の著作物が最初に日本法の施行地外で発行された場合、日本国の著作権法による保護を受けることができる場合はない。

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問37

ア～エを比較して、他社の模倣品に対する権利行使に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許発明が物を生産する方法の発明である場合、その方法により生産した物を譲渡する行為には特許権の効力は及ばない。
- イ 特許発明が方法の発明である場合、その方法の使用にのみ用いる模倣品の輸入には特許権の効力が及ぶ。
- ウ 特許発明がプログラムの発明である場合、そのプログラムの模倣品を電気通信回線を通じて提供する行為には特許権の効力は及ばない。
- エ 特許発明が物の発明である場合、その模倣品を譲渡する行為には特許権の効力は及ばない。

問38

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 映画の著作物を複製する場合、映画の著作権者の許諾とともに、当該映画に出演する実演家からも当該映画における実演の複製に関する許諾を得なければならない。
- イ 著作権者の死亡後相続人が存在せず著作権が国庫に帰属する場合には、存続期間の満了前であっても著作権は消滅する。
- ウ 発行されていない写真の著作物の原作品を公衆に展示することは、展示権の対象となる。
- エ 貸与権は、頒布権のある映画を除く著作物について認められる権利である。

問39

ア～エを比較して、商標登録出願に係る願書に記載すべき内容として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録出願人の氏名又は名称
- イ 商標登録を受けようとする商標の発案者の氏名
- ウ 商標登録を受けようとする商標
- エ 指定商品又は指定役務

【第26回2級（管理業務）学科試験】

問40

ア～エを比較して、弁理士に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 弁理士は、弁護士と共同でなくても、裁判所において特許無効審決の取消しを求める訴訟の代理人となることができる。
- イ 弁理士が特許出願の代理を業として行う場合、特許業務法人として行う必要がある。
- ウ 弁理士でなければ、意匠権の登録料の納付を業として行うことはできない。
- エ 弁理士が特許無効審判の請求に関して相談を受け、対処方針等の助言を与えた後であっても、当該特許無効審判において相手方となる特許権者の代理人となることができる。

**【2級学科】**

番号	正解
問1	ア
問2	ウ
問3	イ
問4	エ
問5	ウ
問6	ウ
問7	ウ
問8	イ
問9	ア
問10	イ
問11	ア
問12	イ
問13	ア
問14	イ
問15	エ
問16	ア
問17	ア
問18	ウ
問19	ウ
問20	ウ
問21	ア
問22	ア
問23	ア
問24	ウ
問25	エ
問26	ア
問27	ウ
問28	ア
問29	ウ
問30	イ
問31	イ
問32	エ
問33	エ
問34	ウ
問35	エ
問36	イ
問37	イ
問38	ア
問39	イ
問40	ア